

# かんさい回覧板

2019年10月17日 No. 2

発行責任者 熊澤 守

## 関西新幹線サービス

### 台風19号による自宅待機の賃金は60/100!? 賃金は6割ではなく全額支給に!

関西新幹線サービス第一事業所では、台風19号により10月12日の出勤者は自宅待機を命じられました。命じられた時に自宅待機の賃金についての話はありませんでした。

10月15日、職場に「台風に伴う勤務処理について」と題した掲示が掲出されました。掲示の内容は、12日の自宅待機の勤務処理方について「①給与規程第57条の準用により、1日につき平均賃金の60/100を支払う。②本人の希望により、有給休暇に変更可能とする。①②のどちらかを選択する」です。

12日の自宅待機を命じた時に、賃金が6割になることや年休が取得できることについて一切言わず、3日後の15日にしかも掲示一枚で勤務処理方について周知しているやり方は不誠実そのものです。

### 今回の自宅待機は休業と違う！

自宅待機を休業と同じ扱いにして、給与規程第57条を適用（準用）していることは問題があります。給与規程第57条は「（休業等）業務量の減少その他経営上の都合により休業を命じられた場合又は就業規則第75条に規定する就業制限を命ぜられた場合は、その期間1日につき平均賃金の60/100を支給する」です。就業規則第75条は「会社は、懲戒処分の決定がなされるまで、必要な時間、社員の就業を停止させることができる」です。つまり、給与規程第57条は、経営が苦しくなり業務量が減少したり、懲戒処分が決定されるまで休業として、その場合の賃金は60/100を支給するというものです。

今回の自宅待機は、台風19号による新幹線の計画運休により、第一事業所（引上線）に入庫する列車が一本もないため自宅待機にしたと言われています。これが自宅待機にした理由なら、列車の運用の関係で自宅待機にしたということなので休業と同じ扱いにすべきではありません。

サービス会社は、12日の段階で自宅待機に対してどのような勤務処理をしていたのでしょうか？掲示を掲出したのが15日ですが3日間で何かが変わったのでしょうか？

いずれにしても、今回のサービス第一事業所における自宅待機の賃金6割は問題があります。

